

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号				公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和2年9月24日(木)		
				会議時間	10時00分～12時15分		
出席委員	委 員 長 松 浦 伸			委 員 西 尾 祐 佐			
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 村 一 朗						
	委 員 安 岡 明			欠席委員			
	委 員 垣 内 孝 文						
その他	議 長 小 出 徳 彦			委 員 外 議 員 川 淵 誠 司			
	委 員 外 議 員 谷 田 道 子						
執行部出席者	地震防災課長 岡 本 寿 明			税務課長補佐 橋 田 慎 也			
	" 課長補佐 濱 町 一 幸			" 市民税係長 宮 崎 智 也			
	企画広報課長 山 崎 行 伸			" 固定資産税係長 中 山 珠 美			
	" 課長補佐 伊 勢 脇 正 大			収納対策課長 永 橋 泰 彦			
	財政課長 田 能 浩 二			会計管理者 福 原 広 固			
	" 課長補佐 稲 田 修						
事務局	税務課長 村 上 正 彦						
	事務局長 西 澤 和 史						
局長補佐 桑 原 由 香							
記 録							
<p>令和2年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案8件、及び陳情1件、所管事項の報告3件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 27 号議案「四万十市税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：村上税務課長】

令和 2 年 3 月 31 日と 4 月 30 日の地方税法の一部改正に伴うもので、臨時会で専決を行っていない部分について今回提出している。

個人の市民税の非課税措置について、「寡婦」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加するもの。これまでは同じひとり親であっても、離婚、死別であれば寡婦控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の対応が異なっていた。また、男性のひとり親と女性のひとり親の寡婦控除の額が違うなど、男女間でも扱いが異なっていた。今回の改正はすべてのひとり親家庭の子供に対し、公平な税制を実現する観点から、親の婚姻歴による不公平と男女間の不公平を解消するための措置。

また、葉巻たばこにかかる紙巻たばこへの本数の換算方法に対し、見直し及び規定の整備、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備、法人住民税の納期限の延長に伴う延滞金の割合について引き上げる、新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントを中止するなどした主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄付金控除による対応等。

【質疑：宮崎委員】

「寡夫」というのがなくなったのは国税に合わせた形なのか

【答弁：村上税務課長】

国税に合わせた形。男女ともひとり親であれば、婚姻歴に関係なく控除を受けることができる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 28 号議案「四万十市生活交通バス事業に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：山崎企画広報課長】

中村まちバスの運行について、令和 2 年 10 月 1 日より運行エリアを拡大することに伴い、実施主体をこれまでの高知西南交通から四万十市の委託事業として実施するための所要の改正を行い、併せて一部停留所名を改めるもの。

【質疑：垣内委員】

停留所名を変更する理由は。

【説明：山崎企画広報課長】

市民にわかりやすい表記にしたほうがよいだろうということで変更した。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 29 号議案、土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」「第 30 号議案、大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第 31 号議案、三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する

ことについて」、「第 32 号議案、黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」の 4 議案について企画広報課から説明を受け、審査を行った。

【説明：山崎企画広報課長】

地方圏からの人口の流出を食い止め、また地方圏への人の流れを創出するという観点から、国において平成 20 年 12 月 26 日付けで定住自立圏構想推進要綱が制定された。

翌年四万十市と宿毛市が中心市という役割を担って宣言を行っている。四万十市と宿毛市の中心市については、必要な都市機能を集約的に整備する。近隣の市町村については必要な生活機能を確保していくという大きな役割分担があり、それぞれその役割を担うものとして中心市と近隣市町村が 1 対 1 の協定を締結したうえで施策を実施していく、という関係性にある。

平成 22 年に締結された「定住自立圏の形成に関する協定」について、5 年後に協定の一部変更しているが、さらに 5 年経ち、事業の進展や今後計画する取り組みを反映し、現状に即した協定内容とするための変更。

見直し内容は、看護系 4 年生大学の誘致等。

【質疑：川村委員】

大学誘致だが、下田中学校以外の場所での計画があるのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

他の地域での予定はない。

【質疑：川村委員】

下田中学校は合併するという意思が示されたのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

現段階ではまだ、理解を求めているという段階だと認識している。

【質疑：川村委員】

地元でまだ学校は存続するということに対して、こういうことを決議するのは、市民に混乱をもたらすのではないか。行政として絶対にやってはならないことと思うがどうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

同時進行していることについては、地域や保護者の方に申し訳ないと思うが、子供の減り方をみると、学校再編は避けて通れないだろうということは一般質問でも申し上げたとおり。順番としては、再編に合意したうえでというのが本来のやり方だろうが、大学誘致については、答弁したとおり、法人の意向、文科省の許認可の動向等厳しいものがあり、同時進行でやらざるを得ない。今後の地元説明会でも理解を求めていきたい。

知事からも積極的に応援していただけるということで、国に対しても地域圏域が一体となって取り組んでいるという姿勢を見せたいという意味でも、各市町村間でも協定を結んでいこうという結論になった。

【質疑：川村委員】

気持ちはわかるが、時期尚早ではないか。地元の中学校が合併しないというのであれば、いくらお金がかかろうが新たに校舎を建てるなどの代案を出すというなら話はわかる。そういう考えはないのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

現段階では民設民営ということで進めてきている。法人の考え方が有岡地区から下田地区へと方向転換した。もし、隣接する空き地を使って新たに建物を建てるとなれば、莫大な事業費がかかる。法人としては中医学研究所と隣接する校舎を活用したいという意向で進めて

いる。

【質疑：安岡委員】

定住圏構想の役割が見えてこない。協力し合って一つになって、助け合っていこうということだとは思いますが、条例で謳うことによってどうか変わるのか。条例で謳ったからといって、幡多全域で応援するということになるのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

構想は人口5万人の市が対象だが、特例として近隣2市で4万人を越えれば中心市になる。メリットとしては国の財政措置がいただけるということが大きい。若者の定着、看護師不足を踏まえ、大学誘致、看護師確保については他の市町村も必要であると認識している。国への要望等について足並みをそろえてやっていこうというスタンスで協定に至る。

※他に質疑なく終了

— 小休中 —

— 正 会 —

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第33号議案」及び「第34号議案」の「工事請負契約について」、審査を行った。

※執行部説明なし。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、陳情受理番号第1号「国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対し課税されない仕組みの構築を求める意見書決議のお願い」について審査を行いました。

— 休憩 —

— 再開 —

【意見：宮崎委員】

給付金は、利益。必要経費を引いても利益がある人というのは、そんなに困っていない人。本当に困った人にとっては、助けになる。必要経費で使いきれない人というのは、プラスになった人。そういう人も非課税にしようというのはおかしい話。不採択としての意見。

【意見：小出議長】

宮崎委員の言われるとおりと思う。税の公平性のことを言われるのであれば、陳情書の文言がこのままでは宮崎委員に同感。経営であるので、利益が出れば課税されるというのは社会通念上当然。本当に困っている人とひとくくりにして、課税対象からはずせというのは、文言がちょっとどうかと思う。

— 小休中 —

○採決方法について協議

— 正 会 —

「継続」と「不採択」で挙手採決の結果、賛成多数で不採択とすべきものと決した。

【理由】

この陳情は新型コロナウイルス感染症により事業者等に給付された給付金等の全額が、課税されない仕組みを求める意見書となっているが、給付金を受給したことにより黒字となる

場合までも非課税となる内容のため、税の公平性の観点からも課税すべきではないか。

■次に所管事項の報告を受けた。

●初めに「指名競争入札における指名業者誤りについて」財政課から報告を受けた。

【説明：田能財政課長】

9月4日に執行した建築一式工事において入札し契約予定者を決定したあと、指名事業者の誤りが判明した。

工事名は四万十市立スポーツセンターアリーナ床他改修工事で、予定価格が税込みで50,628,600円。四万十市指名競争入札指名事務取扱要領において、請負対象額は消費税及び地方消費税を除いた金額で指名業者のランクを決めることになっている。今回は税抜きで46,026,000円の事業であるため、本来ならB級事業者を指名すべきところ、誤ってA級事業者を指名し、入札の執行、落札者の決定を行った。

本来、入札をする際には担当課から財政課へ指名推薦書が提出され、財政課で内容をチェックしたあと、市長が最終決裁を行うこととしているが、税込み価格で指名事業者を選定してしまったという初歩的、基本的なチェック誤り。庁内協議の結果、指名業者の選定はこの要領には抵触するが、内規であり、入札の執行には法的に何ら瑕疵はない。事業者もA級であるので施工上の問題もないことから、この落札決定については有効と判断せざるを得ない。

市内B級事業者には謝罪と経過説明を行い、謝罪文書も提出した。今後はこういったことのないよう厳正に取り扱うとともに指名推薦書の書き方についても税込みと税抜き価格を2段書きにするよう各課に周知した。

【質疑：西尾委員】

いつの段階でわかったのか。

【答弁：田能財政課長】

落札決定後、財政課内で告示の準備をすすめていた段階でわかった。9月4日の夕方。

【質疑：松浦委員長】

こういった事例ははじめてか。

【答弁：田能財政課長】

経験上、はじめて。

●次に「四万十市収納代理金融機関の追加指定について」会計課から報告を受けた。

【説明：福原会計管理者兼会計課長】

指定する金融機関は、宿毛商銀信用組合。昨年度末に市の収納代理金融機関としての指定を受けたいと申請があり、地方自治法施行令第168条第7項に基づき、指定金融機関である四国銀行から意見を聴取し、問題ないとの意見をいただいた。四万十市に支店はないが宿毛市に居住し、四万十市に税金を納めている方の便宜を図ったもの。毎日職員が四万十市を訪問しており、四国銀行との連携にも問題ない。10月から指定する。市広報や各課からの納付書等に文書を同封するなどして市民には周知する。

【質疑：西尾委員】

現在は四国銀行だけなのか。

【答弁：福原会計管理者兼会計課長】

指定金融機関は四国銀行。収納代理金融機関は高知銀行、愛媛銀行、幡多信用金庫、高知信用金庫、四国労働金庫、高知県農業協同組合、伊予銀行、ゆうちょ銀行を指定している。

●次に「防災行政指名競争入札における指名業者誤りについて」財政課から報告を受けた。

【説明：岡本地震防災課長】

先に電話でご連絡していたとおり、9月4日に設置工事の入札を予定していたが、8月28日に日本電気（株）高知支店より、再送信局の設計が遅延しており、納品が難しいと口頭で連絡があった。（納品時期は不明）再送信局というのは、親局（四万十市役所屋上）または中継局から電波を受け、各家庭の個別受信機に電波を送る簡易中継局で、市内8カ所に建てる予定。再送信局を電波方式から現在主流の新方式に変換する装置の納品が遅れる。8月31日に、納品が令和3年10月末頃になると口頭で連絡があった。（予定は令和3年1月末頃）全体の工期の見直しが必要となり、入札の中止を決定した。

主な原因は、日本電気（株）高知支店と本社の連携不足により、再送信局の設計や納品が遅延することを十分に把握していなかったため。

今後は令和2年11月の入札執行を検討中。戸別受信機の設置は令和3年12月頃から令和4年3月までの見込み。当初より9ヵ月から10ヵ月遅れる見込み。

■次に行政視察について協議を行った。

— 小休中 —

○議会運営委員会では視察先が受け入れてくれるのであれば、実施してもよいのではないかと、ということになっている。

○コロナの感染が心配なので行かないという場合はどうなるのか。

○四国内はどうか。あまりコロナの心配がなければ四国外でもよいのでは。

○福井県坂井市のシティプロモーションもよかった。

○福島の津波伝承館はどうか。

○旅費規程を整備しているところはないか。

○実施日は1月か2月の半ばくらいまでではどうか。

○10月9日までに視察先の案を出し合う。

— 正 会 —

【松浦委員長】

行政視察については、10月9日までに視察先の案を出し合い、その後協議することとする。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。